平成24年度事業計画書

平成24年6月22日
一般社団法人　第二種金融商品取引業協会

正会員の行う自己募集その他の取引等（以下「自己募集その他の取引等」という。）について、その取引等を公正かつ円滑なものにし、その取引等の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、主に以下の事業を行う。

【主な事業内容について】

１．　正会員に対する法令、諸規則等の遵守の徹底、教育研修の実施

・　正会員の金融商品取引法その他の関係法令等及び本協会諸規則等の周知・啓発並びに遵守の徹底に取り組む。このため、研修基本計画に基づき、正会員の役職員等を対象として、教育研修等を実施し、資質の向上及び投資者保護の徹底を図る。
・　営業責任者及び内部管理責任者向けに研修用の必携（テキスト）を作成し、教育研修に活用する。
・　「自己点検報告書」制度を通じて、正会員における法令等の遵守意識の確保・徹底を図る。

（研修事業）

２．　自己募集その他の取引等に関する販売実態等の調査

・　正会員の行う自己募集その他の取引等について、その取引実態を把握することで、自主規制的機能と業界団体的機能の適切な機能発揮に取り組む。併せて、将来の変動的な会費の導入に向けた検討に着手する。

（調査研究事業）

３．　自主規制規則等の不断の見直し等

・　金融商品取引法その他の関係法令等の改正や金融商品取引を巡る環境変化に適切に対応するため、自主規制規則の不断の見直しを行い、その整備を図る。

（調査研究事業）

４．　自己募集その他の取引等に関する知識の普及・啓発

・　自己募集その他の取引等に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、取引等に関する投資者向けの Q&A や取引事例集などの充実に取り組む。

（広報事業）

５．　正会員への支援

・　警察当局及び関係諸団体等との連携を図り、正会員の反社会的勢力排除に向けた取組みへの必要な支援を行う。

・　正会員が効率的かつ円滑に事業に取り組めるよう、コンプライアンス相談室等において金商法等に関する相談事案の支援を行う。

（調査研究事業、研修事業）

６．　正会員間及び関連団体等との意思疎通の促進等、要望等への取組み

・　正会員間及び関連する諸団体等との間の意思の疎通及び意見の調整を図る。併せて、規制緩和等の各種要望について取組みを行う。

（その他）

７．　財務基盤の安定

・　当面、正会員数を早期に 100 社とするなどの会員数の増加に向けた取組みを推進し、本協会の財務基盤の安定を図る。

（その他）

以上